### 2 競争政策関係

## ア 独占禁止法のエンフォースメント (ルールの実効性を確保するための手段)の見直し・強化

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成 16 年 3 月 19 日閣議決定)に	おける決定に	内容			
事 項 名		実力	色 予 定 に	時 期	講ぜられた措置の概要等 備考	출
	措置内容	16 年度	17 年度	18 年度		
措置体系の見直	a 平成15年10月に公正取引委員会の研究会の報告書として結論が	法案提出			(公正取引委員会)	
し等	取りまとめられた刑事告発手続の見直し、課徴金算定率の引上	(16年			課徴金制度の見直し、課徴金減免制度の導入、犯則調査権	
(公正取引委員会)	げ・適用対象の拡大、課徴金減免プログラムの導入等について、	中)			限の導入、審判手続等の見直し等を内容とする独占禁止法改	
	近年における独占禁止法の重要性の増大にかんがみ、独占禁止法				正法案を第161 回国会に提出した。同改正法案は審議未了の	
	のエンフォースメントを抜本的に強化して競争秩序の維持を図る				ため継続審議とされ、第162回国会において、平成17年3	
	観点から、これらのエンフォースメント強化策の早急な実現を図				月15日、衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。	
	<b>ర</b> .					
(公正取引委員会、	b 独占的、寡占的な市場における参入阻止行為に迅速、効果的に対		逐次実施		(公正取引委員会)	
事業所管官庁)	応できるよう適切な方策を講ずるとともに、事業者に混乱が生じ				独占的、寡占的な市場における参入阻止行為については、	
	ることのないよう、事業所管官庁と公正取引委員会が、それぞれ	一部逐次			現行法を積極的かつ厳正適用することとしている。	
	の事業法による政策と独占禁止法に基づく政策との整合性を十分	実施			(総務省)	
	勘案しながら、密接な連絡調整を図る。				電気通信事業分野では、総務省と公正取引委員会が平成 13	
					年11月に「電気通信事業分野における競争の促進に関する	
					指針」を策定・公表している。本指針については、平成16	
					年4月の電気通信事業法改正を踏まえて、平成16年6月に	
					見直しを行ったところ。	
(事業所管官庁)	c 事業法分野によっては、事業所管官庁が競争促進措置を講ずるに	逐次実施			(総務省)	
	当たって、より専門的な見地や、より公平・中立的な立場からの				電気通信事業分野においてより専門的な見地や、より公	
	市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討				正・中立な立場での市場評価を行う体制を強化すべく市場評	
	する。				価企画官を設置した。(平成16年4月1日)	

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)				
事 項 名		実力	施 予 定	時 期	講ぜられた措置の概要等 備考
	措置内容	16 年度	17 年度	18年度	
独占禁止法にお	独占禁止法の差止請求制度については、制度の実施状況を注視しつ	必要性が認	められる場合	、検討着手	(公正取引委員会)
ける民事責任制	つ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差				民事的救済制度の整備に係る改正は、平成 13 年 4 月から施
度及び差止制度	止請求対象行為の範囲の見直し等、民事的救済制度を更に充実した制				行されたところ、同制度の実施状況を注視している。
の見直し	度とするための検討に着手する。				
(公正取引委員会)					

### イ 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化

## (ア)独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成 16 年3月 19 日閣議決定)に	おける決定内容		
事 項 名		実 施 予 定 時 期	講ぜられた措置の概要等 備:	考
	措置内容	16 年度 17 年度 18 年	度	
民間等の外部人	公正取引委員会は、既存の研修の内容を向上させるとともに、例え	逐次実施	(公正取引委員会)	
材の積極的な受	ば、弁護士、エコノミスト等の民間の専門家や他省庁からの出向者な		引き続き、審査局員に対する研修の充実に努める。現在、	
入れ	ど、その受入れを積極的に検討し、審査部門の強化を図る。さらに、		公正取引委員会の定員は672名、違反事件の審査部門の定員	
(公正取引委員会)	審査に関わる職員の専門性を向上させるため、同委員会は、外部との		はその約半数の331名であり、また、受け入れている弁護士	
	人材交流の一層の拡充を図る。		等の外部人材等は45名である。	
審査部門の人員	公正取引委員会において、審査部門に重点を置いた一層の体制整備	逐次実施	(公正取引委員会)	
の充実等	を進めるため、審査部門への人員の重点的配置等についても、迅速か		独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するため、審査部	
(公正取引委員会)	つ計画的に行う。特に、違反事件の大型化、審判で争われる事例の増		門への重点的な人員配置を行うとともに、定員についても平	
	加等に対応するため、違反行為の監視体制の強化、事件処理の迅速化		成 16 年度において 14 名の増員を行った。	
	の観点から、審査部門の職員を抜本的に増強する。このため、上記の			
	外部人材の受入れと併せて、人員充実及び人員の重点的配置のための			
	具体的な検討を速やかに行うとともに、審査部門内の機能・体制につ			
	いても、より一層の審査の迅速化及び実績の向上に向けた検討を行			
	う。			
審査の迅速化の	公正取引委員会は、今後、審査の迅速化を図るため、人員の充実及	逐次実施	(公正取引委員会)	
ための新たな目	びタスクフォースの活用等による専門性の向上を図るとともに、各事		規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事	
標の設定・公表と	業分野における紛争処理機関等との性格の違いも踏まえつつ、一律の		業分野における競争環境の変化が一層速いものとなってい	
客観的な評価の	目標ではないにせよ、情報通信、エネルギー等の公益分野における新		ることにかんがみ、独占禁止法違反事件の処理についても迅	
実施	規参入案件などを中心に、国民の期待に沿った標準的な審査期間の目		速化を図ることとしており、特に迅速な処理が求められるI	
(公正取引委員会)	標を設定・公表し、その結果を評価することなどにより、迅速かつ効		T・公 <del>益事業分</del> 野における事件であって、平成 14 年度以降	
	果的な事件の処理に努める。		に立入検査を行い、又は審査に着手するものについては、原	

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に	おける決定	 E内容		
事 項 名		実	施予定	時期	講ぜられた措置の概要等 備考
	措 置 内 容	16年度	17年度	18年度	
	また、こうした迅速かつ効果的な処理を通じて、同委員会の審査実				則として3か月以内での処理に努めるとの事件処理の目標
	績を飛躍的に向上させるために、審査に関する目標を策定・公表する				期間を設定したところ、引き続き、迅速な処理に努める。
	とともに、定期的に、政策評価を実施し、その枠組み等を活用して、				
	客観的な評価に努める。				
	その際、特に、情報通信、エネルギー等の公益事業分野については、				
	実際の審査結果が、どのように新規参入や競争促進につながっている				
	かなど、定性的・定量的な観点からの評価に努める。				
警告・注意等の取	公正取引委員会が、独占禁止法違反のおそれがあるとして行う警	逐次実施			(公正取引委員会)
扱いの改善	告、注意といった取扱いについては、競争制限行為を迅速に除去する				審査体制を強化し、精力的な審査活動を実施しており、特
(公正取引委員会)	ために、一定の範囲で必要性が認められるものの、行政側からの一方				に、IT、公益事業分野や知的財産権分野については、平成
	的な通知であり、事業者がそれを法的な手続の中で争うことができな				14 年度以前の 4 年間では警告及び注意を行うにとどまって
	い等の問題があることを踏まえ、同委員会においては、違反行為を排				いたが、平成15年度以降においては、6件の法的措置を行
	除する必要がある場合には、勧告等の法的措置により対応することを				った。
	原則としつつ、これら事実上の行政指導や注意喚起については、その				
	取扱いを必要最小限とし、かつ上記のような問題点についての改善が				
	可能かどうかを検証し、可能な場合には改善を図る。				
独占禁止法違反	現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを	引き続き加	防宁		(公正取引委員会)
に係る警告及び	励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が				引き続き励行する。
注意の在り方	行われるよう対処する。				
(公正取引委員会)					
審査打切りの概	審査打切りの事案の関係人がその旨の公表を望む場合には、説明責	逐次実施			(公正取引委員会)
要の公表	任を果たす観点から、打切り案件のおおまかな概要の公表を行う。				規制改革推進3か年計画(再改定)後において該当する事
(公正取引委員会)					案はなかったが、引き続き励行する。

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成 16 年3月 19 日閣議決定)に					
事 項 名		実力	施 予 定	時期	講ぜられた措置の概要等	備考
	措 置 内 容	16 年度	17 年度	18年度		
ネットワーク事	市場開放が進められているネットワーク事業分野において公正競	逐次実施			(公正取引委員会)	
業分野における	争を確保する観点から、公正取引委員会の審査体制及び機能を強化				私的独占、不公正な取引方法等の独占禁止法違反行為に対	
審査体制・機能の	し、独禁法違反被疑事実に関する処理の迅速化を図る。				して厳正に対処すべく平成16年度において14名審査部門の	
強化					増員を図るとともに、競争の活発化が期待されるIT関連分	
(公正取引委員会)					野及び公益事業分野における独占禁止法違反について、効率	
					的かつ迅速に情報収集に努めた。	

# (イ)企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成 16 年3月 19 日閣議決定)に	おける決定	内容		
事 項 名		実力	施予定日	時期	講ぜられた措置の概要等 備考
	措 置 内 容	16 年度	17 年度	18 年度	
民間等の外部人	企業結合に関する審査能力・専門性を向上させるため、公正取引委	逐次実施			(公正取引委員会)
材の積極的な受	員会は、審査人員を増加させるとともに、民間の専門家や他省庁から				企業結合に関し、迅速かつ適切に対処するため、エコノミ
入れ及び内部体	の出向者など、専門性が生かせる分野について、積極的にこうした外				スト等の外部人材等7名を受け入れ、機能・体制の強化を図
制の見直し・強化	部の人材を活用する。また、企業結合審査部門への人員の重点的配置				るなど企業結合審査部門への重点的な人員配置を図るとと
(公正取引委員会)	により、機能・体制の強化を図る。				もに、定員についても、平成16年度において2名の増員を
					行っている。
審査対象の重点	今後の企業結合審査の効率性を高めるため、公正取引委員会は、更	逐次実施			(公正取引委員会)
化のための明確	に審査の重点化を行うとともに、市場における予見可能性を高める観				平成 14 年 12 月 11 日に公表した「企業結合計画に関する
な基準の策定	点から、事案の公表のより一層の充実を図る。				事前相談に対する対応方針」に従い、詳細審査案件に対する
(公正取引委員会)					回答・公表内容を拡充する等、公表内容のより一層の充実化
					を図っている。

事項名		実	施予定	時 期	講ぜられた措置の概要等 備	青 考
	措置内容	16 年度	17 年度	18年度		
	また、これらを含む過去の事例の蓄積を踏まえ、現行のガイドライ	措置			(公正取引委員会)	
	ンにおいて重点化に向けた明確な基準の策定・公表について検討す				公表事例の蓄積等を踏まえ、企業結合ガイドラインの見直	
	<b>వ</b> .				し作業を行い、平成 16 年 5 月 31 日、新しいガイドラインで	
					ある「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を公表	
					した。	
企業結合案件に	審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかっ	逐次実施	•		(公正取引委員会)	
関する透明性の	たもののうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する				平成 14 年 12 月 11 日に公表した「企業結合計画に関する	
向上	部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層				事前相談に対する対応方針」に従い、詳細審査案件に対する	
(公正取引委員会)	の充実化を図る。				回答・公表内容を拡充する等、公表内容のより一層の充実化	
	公表に当たっては、予見可能性を高める観点から、どのような市場				を図っている。	
	(一定の取引分野)をどのような基準(取引対象商品又は役務、地理					
	的範囲)で画定したのか示すとともに、画定した市場における審査結					
	果の内容及び判断の根拠となる市場シェア、順位、当事会社の競争状					
	況(市場における競争者の数・集中度、参入、輸入、閉鎖性・排他性					
	等)等の基準や、各合併等案件の市場の競争状況への影響をどう評価					
	したかなどの判断の理由・基準等を示す。また、当事会社が申し出た					
	問題解消措置を前提として容認された事案については、当該問題解消					
	措置に対してどのような評価を行ったかについても示す。					

## ウ 専門分野に関するエンフォースメントの強化

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に				
事 項 名		実が	も 予 定	時期	講ぜられた措置の概要等 備考
	措置内容	16 年度	17年度	18 年度	
証券取引分野に	証券取引分野においても、証券市場監視を強化する観点からのエ	一部につ			(金融宁)
おける市場監視	ンフォースメント手段の強化・拡充及び複線化、並びに罰則規定の	いて第159			一部について第159回国会に「証券取引法等の一部を改
機能の強化	見直し等が必要である。また、資本市場の健全性と公正性をより一	回国会に			正する法律 (平成 16 年法律第 97 号 )」を提出し成立。平成
(金融宁)	層確保できるよう、市場の監視取締体制について、十分な人員及び	法案提出。			16年6月9日公布、平成17年4月1日施行予定(課徴金制
	予算を確保することが必要である。また、行政上の制裁措置等や、	成立後、公			度)。
	不公正取引、ディスクロージャー等に係る資本市場の監視取締に必	布・施行			
	要な規則の制定については、市場により近い証券取引等監視委員会				
	が一層重要な役割を果たすことが肝要であり、そうした方向性に沿	その他につ	いても必要	に応じて逐	
	って、更なる独立性向上の必要性も含め、市場の監視取締体制の在	次実施・検	討		
	り方について検討を行い、結論を得る。				
	a 民事・行政的な制裁的負担を賦課する制度に係る検討等	第 159 回			(金融宁)
	機動的に必要十分な市場における違法行為への対応を行うため	国会に法			第 159 回国会に「証券取引法等の一部を改正する法律(平
	に、厳格な構成要件が要求される刑事罰と市場における仲介機関	案提出。			成16年法律第97号)」を提出し成立。平成16年6月9日
	等を主たる対象とする行政処分というエンフォースメント手段の	成立後、			公布、平成17年4月1日施行予定(課徵金制度)。
	実効性を検証した上で、不公正取引や不実開示等の証券取引法違	公布・施			
	反行為について、行政上の制裁として、米英等の民事制裁金や独	行			
	禁法上の課徴金の制度等も参考にしつつ、民事・行政的な制裁的				
	負担を賦課する制度を導入する。その際、適正手続の確保策につ				
	いても併せて行う。			]	
	b 差止命令や是正命令等の積極的活用	(16年度)	有価証券報告	書等の虚偽	(金融宁)
	証券取引等における詐欺的行為等に起因する被害の拡大の早期	記載等の場	合の訂正命令	>・効力停止	第 159 回国会に、有価証券報告書等の虚偽記載等の場合
	防止等、機動的な投資家保護の観点から、行政等の申立てに基づ	命令が積極	的に活用さ	れるように	の訂正命令・効力停止命令が積極的に活用されるように有

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)	における決定	内容			
事 項 名		実力	施 予 定	時期	講ぜられた措置の概要等	備考
	措 置 内 容	16 年度	17 年度	18 年度		
	く裁判所による違反行為者に対する差止命令や是正命令等が活用	有価証券幹	设告書の提出 日本書の提出	者に対する	価証券報告書の提出者に対する検査を監視委員会でも行え	
	されるような検討を行い、また、例えば、米国の差止命令・是正	調査を監視	見委員会でも	行えること	ることとする所要の改正を内容とする「証券取引法等の一	
	命令に類似する制度(行政限りでの差止命令・是正命令制度)に	とする所要	その改正につ!	ハて第159回	部を改正する法律(平成 16 年法律第 97 号)」を提出し成立。	
	ついても、英米でのエンフォースメントの実態や、日米の法制の	国会に法案	提出。成立後	と、公布・施	平成16年6月9日公布、平成17年7月1日施行予定。	
	差異、我が国における違反行為の実情を十分精査した上、幅広に	行				
	角度から検討する。					
		(16~18年	度) その他に	こついても必		
		要に応じて	検討			
	c 証券会社の行為規制の見直し	検討・結			(金融庁)	
	証券会社の行為規制について、法令違反に対する抑止力として	論			証券会社の行為規制違反(作為的相場形成等)についても	
	十分な実効性が確保されているかどうか検証し、必要に応じて、				課徴金を賦課することの必要性等について法制上の検討を	
	適切な対応を行う。				実施。	
	d 民事責任規定の見直し	(16年度)	発行会社の糾	<b>糕開示違反</b>	(金融宁)	
	開示規制の違反に関する民事責任規定の実効性を高める観点が	に係る民事	事責任規定に	関する所要	第 159 回国会に、発行会社の継続開示違反に係る民事責	
	ら、開示制度の運用の実態に留意しつつ、その見直しを検討する。	の改正につ	いて第159回	国会に法案	任規定に関する所要の改正を内容とする「証券取引法等の	
	また、不公正取引について、この分野におけるルールのエンファ	提出。成立	後、公布・旅	逝行	一部を改正する法律(平成 16 年法律第 97 号)」を提出し成	
	ースメントを確保する観点から、 民事上の救済手段との関係を	:			立。平成16年6月9日公布、平成16年12月1日施行。	
	どのように考えたらよいか、 相場操縦以外の行為については必					
	ずしも市場における行為が必ずしも前提となっていないことにこ					
	いてどのように考えるか等に留意しつつ、具体的な民事責任の規	!				
	定の導入の是非について検討する。					
	e 有価証券の定義の見直し	(16年度)	中小企業等技	设事業有限	(金融庁)	1
	投資家保護の観点から、包括的な定義規定を設けることに関し	責任組合の	D出資持分等	に関する所	平成 16 年 9 月 28 日に開催された金融審議会第一部会に	

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に	おける決定内容		
事項名		実 施 予 定 時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
	措 置 内 容	16 年度 17 年度 18 年度		
	定義規定の明確性の問題や証券取引法の規制内容に適した商品に	要の改正について第159回国会に法	おいて、投資サービスにおける投資家保護のあり方に係る	
	限定できるかどうかといった問題も含め、検討する。	案提出。成立後、公布・施行。	今後の検討事項の一つとして、投資家保護の対象となる「有	
		その他についても検討・結論	価証券」概念の整理の必要性が掲げられたところ。	
			現在、金融審議会第一部会において、投資サービスの対	
			象範囲や定義方法を含め、投資サービスにおける投資家保	
			護のあり方について検討が進められているところ。	
			なお、これまでの議論も踏まえ、有限責任事業組合契約	
			に基づく権利及び合同会社の社員権についても有価証券と	
			する予定 (有限責任事業組合契約に基づく権利を有価証券	
			とする等を含む「有限責任事業組合契約に関する法律案」	
			は第162回国会提出済)。	
規制産業におけ	電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、	必要に応じて実施	(公正取引委員会)	
る競争の促進	新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組み		電気通信事業分野においては、IP化等の技術革新及び	
(公正取引委員会、	の導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政		競争の進展によって、ADSL等のブロードバンドサービ	
総務省、経済産業	策提言等を行う必要があれば、今後も競争促進の観点からこれらの産		スをめぐる急速な競争状況の変化が見られる中、ブロード	
省、国土交通省)	業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に		バンドサービス等の競争実態に関する調査を実施し、報告	
	政策提言等を行う。		書を取りまとめた(平成16年4月27日公表)。	
	また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業	検討(逐次結論)	(公正取引委員会、総務省)	
	所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争に		平成13年11月に作成した「電気通信事業分野における競	
	かかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについ		争の促進に関する指針」について、平成16年4月に施行され	
	て検討を行う。		た電気通信事業法の改正等に伴う規定の修正及び独占禁止	
			法の運用事例を踏まえた問題行為の追加等を内容とする同	
			指針の一部改定を共同で行った(平成16年6月18日公表)。	

	規制改革・民間開放推進3か年計画	1(平成)	  6年3月19日閣議決定)	こおける決定	内容			
事 項 名				実	施予定	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
	措置	内	容	16 年度	17年度	18年度		
					•		(公正取引委員会、経済産業省)	
							ガス事業分野においては、平成12年3月に策定した「適	
							正なガス取引についての指針」について、平成16年4月に	
							施行された改正ガス事業法の新たな規定及びこれまで行政	
							当局に相談があった事例等を踏まえた一部改定を共同で行	
							った(平成16年8月6日公表)。	
							(公正取引委員会)	
							電力・ガス・電気通信事業では、公益事業者間の相互参	
							人が進展し、それに伴い、競争上の弊害が生じる可能性が	
							あることから、相互参入の実態を調査するとともに、公益	
							事業分野の相互参入について独占禁止法上の考え方を明ら	
							かにした (平成 17年 2月 18日公表)。	
							(公正取引委員会、経済産業省)	
							電気事業分野においては、平成 11 年 12 月に策定した「適	
							正な電力取引についての指針」について、平成17年4月に	
							施行される改正電気事業法の新たな規定及びこれまで行政	
							当局に相談のあった事例等を踏まえた本指針の改定原案を	
							作成し、関係各方面から意見募集を行った (平成 17年3月	
							10日公表)。	
電気通信事業分	電気通信事業分野における公正	な競争を	促進する観点から、独占禁	必要に応し	で逐次見直し	,	(公正取引委員会、総務省)	
野における独占	止法上又は電気通信事業法上問題	となる行	為や、競争を一層促進する				平成13年11月に作成した「電気通信事業分野における競	
禁止法上及び電	観点から事業者が採ることが望ま	きしい行為	<b>為の具体的事例を示した独</b>				争の促進に関する指針」について、平成16年4月に施行され	
気通信事業法上	占禁止法上及び電気通信事業法上	の指針に	こいて、必要に応じて逐次				た電気通信事業法の改正等に伴う規定の修正及び独占禁止	

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に	おける決定	内容		
事 項 名		実	施予定	時 期	講ぜられた措置の概要等 備考
	措 置 内 容	16 年度	17年度	18 年度	
の考え方の明確	見直しを行う。				法の運用事例を踏まえた問題行為の追加等を内容とする同
化					指針の一部改定を共同で行った(平成16年6月18日公表)。
(公正取引委員会、					
総務省)					
ガイドラインの	個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備してい	逐次実施			(公正取引委員会、総務省)
適時適切な見直	くとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令				平成13年11月に作成した「電気通信事業分野における競
し等	違反を未然に防止する観点から、競争の進展状況や紛争事案等を踏ま				争の促進に関する指針」について、平成16年4月に施行され
(関係府省)	え、具体的事例を示した既存の個別事業分野におけるガイドラインを				た電気通信事業法の改正等に伴う規定の修正及び独占禁止
	適時適切に見直す。				法の運用事例を踏まえた問題行為の追加等を内容とする同
					指針の一部改定を共同で行った(平成16年6月18日公表)。
					(公正取引委員会、経済産業省)
					ガス事業分野においては、平成12年3月に策定した「適正
					なガス取引についての指針」について、平成16年4月に施行
					された改正ガス事業法の新たな規定及びこれまで行政当局
					に相談があった事例等を踏まえた一部改定を共同で行った
					(平成16年8月6日公表)
					(公正取引委員会、経済産業省)
					電気事業分野においては、平成11年12月に策定した「適
					正な電力取引についての指針」について、平成17年4月に
					施行される改正電気事業法の新たな規定及びこれまで行政
					当局に相談のあった事例等を踏まえた本指針の改定原案を
					作成し、関係各方面から意見募集を行った(平成17年3月
					10日公表 )。

### エ 企業の経済活動を活性化する等のためのその他の措置

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に	おける決定内	容			
事 項 名		実が	も 予 定	時 期	講ぜられた措置の概要等 備	<b>i</b> 考
	措置内容	16 年度	17年度	18年度		
一般集中規制の	一般集中規制について、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、	16年度にお	いてフォロー	-アップ、引	(公正取引委員会)	
見直し及びフォ	施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的	き続き評価	・検討		平成 16 年度において施行状況をフォローアップし、その	
ローアップ	には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中す				結果を公表(平成17年5月下旬頃予定)。一般集中規制につ	
(公正取引委員会)	ることにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであ				いては、引き続き評価・検討することとしている。	
	るとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する。					
対消費者電子商	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上	必要に応じ	て逐次見直し	,	(公正取引委員会)	
取引に係る独占	の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の				インターネット接続サービス事業者のADSL接続サー	
禁止法上の考え	在り方について、必要に応じて見直しを行う。				ビスの取引に係る広告表示についての実態調査結果を踏ま	
方の明確化					え、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表	
(公正取引委員会)					示法上の問題点と留意事項(平成14年6月5日)」の一部	
					改定を行い、公表した(平成15年8月29日)。	
情報開示制度の	フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小企業	措置			(経済産業省)	
サービス分野へ	及びベンチャー企業の健全な発展を図るためにも、サービス業等の小	一部につ			人材育成の観点から、フランチャイズ・ビジネスについて	
の拡大等サービ	売業以外のフランチャイズについて、人材育成プログラムの策定、加	いて早期			正しい理解と知識を持つ人材の参入を推進するとともに、本	
ス業フランチャ	盟者側の意識向上に資する情報発信の促進、本部に対する客観的評価	に検討・			部と加盟者間のトラブルを防止し、フランチャイズ・ビジネ	
イズに関する環	の促進等について、関係省庁や業界が一体となって取り組むととも	結論			スを健全に発展させるべく、「フランチャイズ・システム講	
境整備	に、それらの施策の取組も踏まえて、契約締結時の情報開示等に関す				座書」を現在作成している。	
(経済産業省)	る制度整備について、引き続き検討を行い、サービス業フランチャイ				また、契約締結時において、本部と加盟者間のトラブルを	
	ズの健全な発展に向けた総合的な環境整備の推進を図っていく。				未然に防ぐために、本部の情報開示を徹底するべく、本部の	
					データベースである「ザ・フランチャイズ ( ホームページ )」	
					の充実(内容更新や新規本部の情報掲載)を行った。	

		おける決定	定内容	字 字			
事 項 名		実	施	予 定	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
	措 置 内 容	16 年度	1	17 年度	18年度		
公営ガス事業等	a 公営ガス事業については、行財政改革の進展等により、民間への	逐次実施	Ē.			(総務省)	
の地方公営事業	事業譲渡や民間委託が進められているが、既に同様の民間事業者が					公営ガス、バス、病院事業等の地方公営企業における民間	
における民間参	多数存在している状況を踏まえ、さらに民営化、民間への事業譲渡、					参入の推進については、平成 16 年4月 13 日に、「地方公営	
入の推進	民間委託を推進する。					企業の経営の総点検について」(総務省自治財政局公営企業	
(総務省)						課長通知)により、以下の事項等について、地方公共団体に	
						対し要請した。	
						・事業の公共性及び一定のサービス水準の確保を前提としつ	
						つ、経営の自立性を高め、あるいは市場競争原理を取り入れ	
						て経営の効率化、活性化を図る手法の導入を促進することが	
						必要であり、具体的には、公の施設の指定管理者制度、PF	
						I事業、地方独立行政法人制度、民間委託等の民間的経営手	
						法の導入を検討することが必要なこと。	
	b 公営バス事業、病院事業等他の地方公営事業においても、同様に	逐次実施	<u> </u>			(総務省)	
	民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。					公営ガス、バス、病院事業等の地方公営企業における民間	
						参入の推進については、平成 16 年4月 13 日に、「地方公営	
						企業の経営の総点検について」(総務省自治財政局公営企業	
						課長通知)により、以下の事項等について、地方公共団体に	
						対し要請した。	
						・事業の公共性及び一定のサービス水準の確保を前提としつ	
						つ、経営の自立性を高め、あるいは市場競争原理を取り入れ	
						て経営の効率化、活性化を図る手法の導入を促進することが	
						必要であり、具体的には、公の施設の指定管理者制度、PF	
						I事業、地方独立行政法人制度、民間委託等の民間的経営手	

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に	.0517 877(ALP	JLI		4		
事 項 名		実が	も 予 定	時期		講ぜられた措置の概要等	備考
	措 置 内 容	16年度	17年度	18年度			
						法の導入を検討することが必要なこと。	
切手、葉書、証券、	印刷業務については、平成15年4月から独立行政法人化されること	遅くとも独	<b>.</b>	設立後の最		(財務省)	
政府刊行物等の			初の中期目標期間終了時に速やか			印刷業務については、平成15年4月に独立行政法人化さ	
製造等における	葉書、証券、政府刊行物等の製造、印刷等については、既に競合する	に検討・結論				れたところであり、遅くとも最初の中期目標期間終了時(平	
民間参入の推進	民間事業者でも実施されていることを踏まえ、廃止、民間への移管を					成19年度)に速やかに検討を行し、結論を得、その結果に	
(財務省)	含め、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも					基づき所要の措置を講ずることとしている。	
	独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を						
	行い、結論を得、その結果に基づき所要の措置を講ずる。						

## オ 政府調達制度の見直し

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に	おける決定	内容			
事 項 名		実	施予定	時 期	講ぜられた措置の概要等 備	考
	措置内容	16年度	17 年度	18 年度		
更なる取組の徹	国土交通省直轄工事等において、指名業者の事後公表、単体参加が	逐次実施			(国土交通省)	
底・拡大	できる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等				国土交通省直轄工事においては、指名業者の事後公表、単	
(国土交通省、総務	が進められているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、				体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導	
省、その他発注関係	透明性、公正性及び競争性の確保向上の観点から更なる取組の徹底・				入に向けた取組等が進められている。特に、工事費内訳書の	
府省)	拡大を図る。				提出については、工事希望型指名競争入札(予定価格1億円	
					以上)以上において全面実施することとした(平成 16 年 12	
					月22日通知)。なお、平成16年6月に取りまとめた「国土交	
					通省行政効率化推進計画」においても、不良・不適格業者の	
					排除及び適正な施工の確保のための措置の強化、一般競争人	
					札、公募型指名競争入札等の推進など公共調達の効率化のた	
					めの取組をすることとした。	
					なお、国土交通省・財務省連名で各省庁に対し、また、国土	
					交通省・総務省連名で地方公共団体に対し、工事費内訳書の	
					提出等の措置について「公共工事の入札及び契約の適正化の	
					促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)に	
					基づき要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進につい	
					て(平成16年12月28日付け国土交通省・財務省通知、国土	
					交通省・総務省通知))。	
					(総務省)	
					公共工事における入札及び契約の適正化については、公共	
					工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12	
					年法律第127号)等により、その取り組みの促進が規定され	

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に	おける決定	内容			
事 項 名		実	施予定	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
	措 置 内 容	16年度	17年度	18 年度		
					ているところであり、例年、各地方公共団体に対し、同法の	
					厳正な運用を要請するための通知を発出しており、今年度に	
					おいてば公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」	
					(平成 16 年 12 月 28 日付け国土交通省総合政策局長・総務省	
					自治行政局長通知)を発出しているところである。	
第三者機関の設	国や都道府県においては入札監視委員会等の設置が進んでいるが、	逐次実施			(国土交通省)	
置の推進・機能強	国・地方公共団体を通じてこうした第三者機関の設置を一層推進す				国土交通省・総務省連名で地方公共団体に対し、第三者機	
化等	る。また、これに併せて、国において、同機関の機能を強化・拡大す				関等の設置・苦情処理での活用について、「公共工事の入札及	
(国土交通省、総務	る等により、例えば、1)一般競争入札の参加資格が認められないこと、				び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日	
省、その他発注関係	2)総合評価落札方式における落札者の決定結果等についての苦情等				法律第127号)に基づき要請(公共工事の入札及び契約の適	
府省)	を含む幅広い事項についての事業者からの申立てに対し、透明性を確				正化の推進について(平成16年12月28日付け国土交通省・	
	保しつつ公正・中立に審議し、発注者に対し、調達手続の中断も含め				総務省通知))。	
	た意見具申を行うことができる方策についても検討することとし、そ				(総務省)	
	の成果を地方公共団体にも周知する。				第三者機関等の設置や苦情処理への活用については、各地	
					方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進	
					について」(平成 16年 12月 28日付け国土交通省総合政策局	
					長・総務省自治行政局長通知)においてその推進を要請して	
					いるところである。	
一般·指名競争入	一般・指名競争人札におけるランク制は、特に地方公共団体による	逐次実施			(総務省)	
札におけるラン	地域要件の設定と同時に運用された結果として入札参加業者数が著				国における地域要件等の検討と併せて、その運用の改善を	
ク制の運用改善	しく少なくなる場合等には、競争制限的な効果を生じる原因となりが				図るための方策について適宜要請していきたい。	
(国土交通省、総務	ちであることから、そのような事態が生じている場合には、ランク制					
省、その他発注関係	の運用の改善に取り組む。					

	規制改革・民間開放推進3	か年計画	i(平成 ′	16年3月19日閣議決定)に	おける決定	内容		
事 項 名					実	施予定	時 期	講ぜられた措置の概要等 備考
	措	置	内	容	16年度	17年度	18 年度	
府省)								
共同企業体結成	受注の条件として共同	企業体の終	詰成を義	務付けることは、競争制限	逐次実施			(国土交通省)
の義務付けの見	的な効果を生じる原因と	なりがちて	であり、	したがって、国・地方公共				国土交通省直轄工事においては「直轄工事における共同企
直し	団体の各発注者において、	このよう	な義務	付けを大規模工事であって				業体の取扱いについて」の一部改正について(平成15年5月
(国土交通省、総務	技術的難度の高い建設工	事を除き	原則とし	して行うべきでないという				26日付け国地契第29号)により、大規模工事であって技術
省、その他発注関係	指摘があることを踏まえ、	、その運用	形改善に	取り組む。				的難度の高い建設工事を除き、特定建設工事共同企業体(特
府省)								定」V)の結成の義務付けは原則として廃止する旨、措置済み。
								(総務省)
								競争制限的な効果を生じることのないよう、その運用の改
								善を図るための方策について適宜要請していきたい。
地方公共団体に	地方公共団体による地	元業者の	下請使用	月や地元産品利用の要請に	逐次実施			(総務省)
よる地元業者の	ついては、それが過度なる	ものになり	)、競 <del>争</del> f	制限的な効果を生まない よ				競争制限的な効果を生じることのないよう、その運用の改
下請利用要請等	う、地方公共団体におい	て、その道	重用の適	正化を図る。				善を図るための方策について適宜要請していきたい。
の適正化								
(総務省及び関係								
府省)							_	
V E ( Value	V E・総合評価落札方式	式等の多様	様な入札	制度の導入・運用状況及び	措置			(国土交通省)
Engineering)・総	これがもたらしている効果	果・影響に	こついて	事例の収集・分析により検				総合評価落札方式については、すでに作成した事例集(改
合評価落札方式	討し、より一層の拡大やな	方法の見直	重しを行	う。その際、いわゆる除算				訂第2集案)の改訂作業を進めているほか、技術評価のウエ
の運用の見直し	方式が原則とされ、加算が	5式は一部	の物品	調達の場合に限定されてい				イトを増加させた案件を試行。
等	るが、加算方式がふさわし	ル場合に	同方式の	の採用を拡大すること等も				(総務省)
(国土交通省、総務	含め、調達の経済性や評価	面の透明性	生・公正	性に留意しつつ、必要な場				地方公共団体におけるVE等の導入状況については、「「公
省、その他発注関係	合には技術評価のウエイ	トを増加る	きせる。					共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づ

1	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)は	1		n+ ++n		# +z
事項名			施 予 定 T		講ぜられた措置の概要等  備	第 オ
	措置内容	16 年度	17年度	18 年度		
府省)					く入札・契約手続きに関する実態調査」により、各地方公共	
					団体の取組状況について調査を行い、この結果については平	
					成 16 年 10 月 15 日に公表しているところである。	
					今後の導入状況等を踏まえ、地方公共団体に対して適宜要	
					請していきたい。	
公共工事の検	技術力を重視する新しい入札制度の導入に際しては、発注側の職員	逐次実施	•		(総務省)	
査・監督等の外部	にも技術的な知識が要求されるところであるが、特に小規模な地方公				工事の監督・検査の基準の策定・公表や公共工事の検査・	
委託の推進	共団体においては、そのような職員が不足しているという問題があ				監督等の外部委託の推進については、各地方公共団体に対し、	
(国土交通省、総務	る。したがって、国・地方を通じて導入を進める前提として、工事の				「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成	
省、その他発注関係	検査・監督等の外部委託について、その実態についての調査を行うと				16年12月28日付け国土交通省総合政策局長·総務省自治行	
府省)	ともに、必要な場合には十分な技術力を持つ者への外部委託の一層の				政局長通知)により要請しているところである。	
	推進を図る。				(国土交通省)	
					所管補助事業等において、外部委託の活用等により監督・	
					検査の一層の充実を推進すべき旨周知しているところ。	
					さらに、国土交通省・総務省連名で地方公共団体に対し、	
					工事の監督・検査の基準の策定及び公表を推進するとともに、	
					執行体制が整わない場合には外部機関を活用するなど公共工	
					事の監督・検査の充実に努めるよう、「公共工事の入札及び契	
					約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律	
					第 127 号 ) に基づき要請 (公共工事の入札及び契約の適正化	
					: の推進について(平成 16 年 12 月 28 日付け国土交通省・総務	
					省通知))。	
					また、外部委託の状況について調査を実施したところ。	

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に	おける決定	<u> </u>		
事 項 名		実	施予定	時 期	講ぜられた措置の概要等 備考
	措 置 内 容	16年度	17 年度	18 年度	
工事成績の評価	国土交通省直轄工事においては、公募型指名競争入札のうち詳細条	逐次実施	•		(国土交通省)
の推進・見直し	件審査型一般競争入札において過去の工事成績を入札参加に反映さ				平成 16 年度に全国の直轄工事の工事成績データベースを
(国土交通省、総務	せたり、指名競争の技術審査基準の工事成績の評価ウエイトを引き上				構築。また、国土交通省直轄工事の一般競争入札、公募型指
省、その他発注関係	げる等、工事成績を重視した競争入札の導入を行っているが、今後、				名競争入札、工事希望型指名競争入札について、工事成績が
府省)	他の国等の機関や地方公共団体を含め、更なる取組の徹底・拡大を図				一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入
	<b>క</b> ం				(一般競争入札は平成16年6月30日通知、それ以外は平成
	なお、その際には、国や当該地方公共団体の実績だけが無い新規参				16年12月22日通知)。
	人業者が不利にならないことを担保する必要があることから、同等の				なお、国土交通省・財務省連名で各省庁に対し、また、国
	技術力を要求されると考えられる民間や他の地方公共団体での実績				土交通省・総務省連名で地方公共団体に対し、工事成績評定
	はできる限り同等に扱う必要がある。そのため、国・地方公共団体を				の強化について「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
	通じた工事成績の評価の基準の共通化に向けて、早急に取り組む。				関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号 ) に基づき
					要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平
					成 16 年 12 月 28 日付け国土交通省·財務省通知、国土交通省·
					総務省通知))。
					(総務省)
					工事成績評定の強化については、各地方公共団体に対し、
					「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成
					16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行
					政局長通知)により要請しているところである。
民間技術提案の	あらかじめ発注者が仕様を決めて入札に付すよりも事業者の発意	措置	逐次実施		(国土交通省)
更なる活用	による技術提案を積極的に活用することが適当な案件については、入				民間の技術力を積極的に活用し、高度な技術や優れた工夫
(国土交通省、総務	札の過程で、複数の事業者に提案を行わせ、発注者がそれぞれの事業				を含む技術提案を求めることを目的として、設計・施工方法
省、その他発注関係	者と個別に交渉を行うことを通じて契約者を選定する方が経済的に				及びこれに要する費用の見積について技術提案を求め、その

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に	おける決定	内容			
事 項 名		実力	施 予 定	時期	講ぜられた措置の概要等 備	<b>i</b> 考
	措 置 内 容	16年度	17年度	18 年度		
府省)	最も価値の高い調達を行い得る場合があると考えられる。 したがっ				審査結果を予定価格に反映させる方式を試行。また、品質確	
	て、我が国においても、それがふさわしいと考えられる場合には、手				保とコスト縮減を図るための新たな方策である入札後交渉方	
	続の公正性、透明性及び経済性に留意しつつこのような方式を採用す				式について、水資源機構において技術提案付き価格合意方式	
	<b>క</b> .				(平成 16 年 2 月 ~ ) などによって活用を開始。	
					なお、国土交通省・財務省連名で各省庁に対し、民間の技	
					術提案を受け付けるVE方式の導入・活用等について、「公共	
					工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12	
					年 11 月 27 日法律第 127 号 ) に基づき要請 ( 公共工事の入札	
					及び契約の適正化の推進について(平成16年12月28日付け	
					国土交通省・財務省通知))	
					(総務省)	
					地方公共団体におけるVE等の導入状況については、「「公	
					共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づ	
					く入札・契約手続きに関する実態調査」により、各地方公共	
					団体の取組状況について調査を行い、この結果については平	
					成 16 年 10 月 15 日に公表しているところである。	
					今後の導入状況等を踏まえ、地方公共団体に対して適宜要	
					請していきたい。	
官公需施策·中小	「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策につ	検討・結			(経済産業省)	
企業者向け契約	いては、政府調達の公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保と	論			平成 14年 12月及び平成 15年 12月の総合規制改革会議の	
目標の在り方の	いった視点を十分踏まえて、中小企業の競争力を高めるとともに、技				答申及びこれを受けた規制改革・民間開放推進3か年計画(平	
見直し	術や意欲があり、創造的な事業活動を行う中小企業の育成に資するよ				成 15年 3月及び平成 16年 3月)を踏まえ、経済産業省中小	
(経済産業省及び	う、その在り方の見直しを検討し、特に、「中小企業者向け契約目標」				企業庁では、中小企業政策審議会基本政策部会及び中小企業	

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)	こおける決定	内容			
事 項 名		実	施予定	時期	講ぜられた措置の概要等 備	考
	措置内容	16 年度	17年度	18 年度		
関係府省)	については、上記の視点・観点からその数値設定の在り方の見直しを				経営支援分科会取引部会において、「中小企業者に関する国等	
	検討する。その際、中小企業の競争的な体質を弱めかねない運用を排				の契約の方針」に基づく官公需施策の在り方の見直しについ	
	除する観点から、契約目標の数値設定の在り方を検証し、経済合理性				て、「中小企業者向け契約目標」に係る数値設定の在り方、幅	
	を勘案せずに単に中小企業に受注させることのみを目的とするよう				広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな	
	な発注を回避しつつ幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進				指標の導入、経済合理性の無い分割発注の実施の禁止の徹底	
	に資する新たな指標の導入も含めて検討し、これを踏まえて、発注者				を含め、総合的に検討し、平成16年6月、同合同部会から「中	
	においても理由の公表等を通じて分割発注に関する透明性を向上さ				間とりまとめ~今後の官公需施策の在り方について~」の報	
	せ、経済合理性の無い分割発注の実施の禁止を徹底する方向で検討す				告を受けたところ。	
	<b>వ</b> .				その報告を踏まえ、「平成 16 年度中小企業者に関する国等	
					の契約の方針」を平成 16 年 7 月 16 日に閣議決定し、現在、	
					かかる方針に基づいて官公需施策を実施しているところ。	
分割発注の運用	分割発注が、政府調達の公正性・経済合理性に反する形で恣意的に	逐次実施		•	(国土交通省)	
改善	実施されることのないよう、国において、「中小企業者に関する国等				平成 16 年 7 月 16 日閣議決定された「平成 16 年度中小企業	
(国土交通省、総務	の契約の方針」に基づく官公需施策の在り方についての検討を踏まえ				者に関する国等の契約の方針」において、「国等は、分割発注	
省、その他発注関係	て、例えば、これを実施する場合についての明確な基準の策定等につ				が、公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されるこ	
府省)	いての検討を行う。また、実施した場合の理由の公表についても、上				とを回避するため、経済合理性を満たしつつ、中小企業者の	
	記官公需施策の在り方についての検討を踏まえ実施する。また、地方				受注増大を目的として分割発注を実施した場合には、当該分	
	公共団体においても同様の取組が実施されるよう要請する。				割発注に係る理由を公表するものとする」とされたところ。	
					(総務省)	
					国の官公需等に関する検討を踏まえ、その運用の改善を図	
					るための方策について適宜検討をしていきたい。	
地域要件設定の	地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよ	逐次実施			(総務省)	
運用改善	   う、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り				国の官公需等に関する検討を踏まえ、その運用の改善を図	

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に	おける決定	内容			
事 項 名		実	施予定	時 期	講ぜられた措置の概要等 備き	考
	措置内容	16年度	17 年度	18 年度		
(国土交通省、総務	方についての基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に対				るための方策について適宜検討をしていきたい。	
省及び関係府省)	して周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に					
	実施するよう要請する。					
発注者による措	国において、違約金特約条項の性格及びその導入促進方策について	逐次実施			(国土交通省)	
置の強化	の考え方の整理を行う。また、地方公共団体に対して国の取組を周知				国土交通省・総務省連名で地方公共団体に対し、指名停止	
(国土交通省、総務	し、さらに、違約金特約条項導入の状況について全国状況の調査・公				措置等の適正な運用の徹底等について、「公共工事の入札及び	
省、その他発注関係	表を行う。				契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法	
府省)	また、指名停止基準の策定及び公表について、地方公共団体に対し				律第127号)に基づき要請(公共工事の入札及び契約の適正	
	積極的な要請を行うこととする。				化の推進について(平成16年12月28日付け国土交通省・総	
					務省通知))。	
					また、違約金特約条項については国土交通省・総務省連名	
					で行った「「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する	
					法律」に基づく入札・契約手続きに関する実態調査について」	
					の中で調査を行い、平成 16年 10月 15日に導入状況について	
					公表を行ったところ。	
					(総務省)	
					指名停止措置等の適正な運用の徹底等については、各地方	
					公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に	
					ついて (平成 16年 12月 28日付け国土交通省総合政策局長・	
					総務省自治行政局長通知)により要請しているところである。	
					違約金特約条項については、「「公共工事の入札及び契約の	
					適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続きに関	
					する実態調査」により、各地方公共団体の取組状況について	

<b>東 ほ 夕</b>	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に 	1		n± #0	# # C + + + = - + = - *	備考
事項名	 	16 年度	色 予 定 17年度	時 期 18年度	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	伸 写
	JB	10 千皮	17 牛皮	10 十/支		
					調査を行い、この結果については平成16年10月15日に公表	
		\T\			しているところである。	
公正取引委員会	引き続き、国の発注者と公正取引委員会との間、また、地方公共団				(公正取引委員会)	
との連携強化	体と公正取引委員会の間における入札談合に係る情報の取扱い方に 				公正取引委員会は、平成16年度において、国の発注者との	
(公正取引委員会	ついて協議するなど連携を強化する。				間で、全国9か所で合計10回、「公共入札に関する公正取引	
ひ関係府省)					委員会との連絡担当官会議」を開催し、また、都道府県等の	
					調達担当者を対象とした研修を実施(全国各地で63回)する	
					とともに、公団・事業団等の調達担当者を対象とした研修会	
					を開催(東京・大阪)した。	
					(国土交通省)	
					国土交通省直轄工事においては、「公正人札調査委員会の設	
					置等について」(平成15年3月10日付け国地契第92号)に	
					基づき、引き続き公正取引委員会と連絡を図っており、談合	
					情報等を把握した場合における、公正取引委員会への通報等	
					を行っている。	
長期継続契約の	事務機器や情報機器のリース契約等(これら機器の保守を含む。)	第159回国			(総務省)	
対象範囲の拡大	の在り方を改善する観点から、地方公共団体における長期継続契約の	会に法案			地方自治法の一部を改正する法律(平成16年法律第57号)	
(総務省)	対象範囲を定める地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正をする	提出			及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成 16 年政令	
	方向で検討が進められているところであるが、これを着実に実施す				第344号)により、OA機器のリース契約等、翌年度以降に	
	<b>ప</b> .				わたる物品の借り入れ又は役務の提供を受ける契約で翌年度	
					にわたって契約を締結しなければ契約の性質上事務の取扱い	
					に支障を及ぼすようなもので地方公共団体の条例で定める契	

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣					
事 項 名			実が	拖 予 定	時期	講ぜられた措置の概要等 備考
	措置内容		16年度	17年度	18 年度	
						16年11月10日施行)
(財務省)	また、事務機器等のリース契約については、契約の期間及	び債務の	逐次実施			(財務省)
	額があらかじめ確定できるなど、国庫債務負担行為を設定す	ることに				1.「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化
	より対応できる場合もあることから、国においては、購入す	る場合や				関係省庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコ
	単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約	を行うこ				ン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場
	とに合理性が認められる場合には、単年度契約を繰り返すと	いう無駄				合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認
	を見直す観点からも、国庫債務負担行為を設定して複数年度	を して しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう				められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によ
	賃貸借契約を締結することとし、この運用結果を踏まえて、	さらに必				ることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各
	要がある場合には、制度の見直しが可能かどうかについての	検討をす				府省に共通する主要な取組みの一つとした。
	<b>ప</b> 。					2.「平成 17 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針
						について」(平成16年7月30日閣議了解)において、「行政
						効率化推進計画」を着実に推進するものとされ、各省庁はこ
						れを踏まえて概算要求を行し、予算編成を経て平成 17 年度予
						算が作成されたところ。
国の物品の製	事業者が国の一般競争入札等の競争契約に参加する際に、	業種によ	継続的に検	討		
造・販売等に係る	っては、高い技術力を有していても創業後間もなく企業規格	も小さい				-
入札参加資格の	新規事業者が入札に参加することが困難になっている場合	があると				
見直し	いう事態の改善を図り、新規事業者の入札機会を拡大するが	けいに、例				
(総務省及び関係	えば、入札参加資格の在り方の検討を行うとともに、技術が	ある中小				
府省)	企業等の入札参加機会を拡大するための運用弾力化措置の	徹底を図				
	る。また、指名競争入札についても、特に早急に改善する。					
入札契約適正化	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(ノ	札契約適	逐次措置			(国土交通省)
法の遵守徹底	正化法(平成12年法律第127号))により公表や通知が義務が	けられて				国土交通省・総務省連名で地方公共団体に対し、入札契約

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容							
事 項 名		j	実 施 予 定 時 期		寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
	措置内容	16 年度	17	年度	18 年度		
(国土交通省、総務	いる事項(指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足り	る事実の公正				適正化法の義務付け事項の速やかな実施等公共工事の入札及	
省)	取引委員会への通知等)について、全ての地方公共団体	において早期				び契約の適正化の推進について、「公共工事の入札及び契約の	
	に完全実施されるよう、引き続き、適正化を推進する。					適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)	
						に基づき要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進につ	
						いて(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務	
						省自治行政局長通知))。	
						併せて、人口規模5万人以上の地方公共団体のうち、入札	
						契約適正化法の遵守が徹底していない団体名を公表(平成 16	
						年12月28日)。	
						(総務省)	
						公共工事における入札及び契約の適正化については、公共	
						工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12	
						年法律第127号)等により、その取り組みの促進が規定され	
						ているところであり、各地方公共団体に対し、例年、この進	
						<b>捗状況の調査を行い、同法の厳正な運用を要請するための通</b>	
						知を発出しており、今年度においては「公共工事の入札及び	
						契約の適正化の推進について」(平成16年12月28日付け国	
						土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)を発出し	
						ているところである。	
						また、上記通知の発出と併せて、人口5万以上地方公共団	
						体であって、上記法律等の遵守が徹底していないものの名称	
						を公表しているところである。	
公共工事におけ	国及び一定の政府関係法人の工事について、不良・不	適格業者の排逐次実	施			(国土交通省)	

	規制改革・民間開放性進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に				
事 項 名		実	施予定	時 期	講ぜられた措置の概要等 備考
	措置内容	16年度	17年度	18 年度	
る一般競争入札	除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争				国土交通省・財務省連名で各省庁に対し、また、国土交通
方式の拡大	入札方式の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施する工事につ				省・総務省連名で地方公共団体に対し、工事規模や発注業務
(国土交通省、総務	いても、国の動向を踏まえつつ、同様の観点から、一般競争入札方式				執行体制等を踏まえつつ一般競争入札を適切に実施するこ
省、その他発注関係	の拡大を図るよう要請する。				と、資格審査の強化等により不良不適格業者の排除を図るこ
府省)					と等について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関
					する法律」(平成12年11月27日法律第127号)に基づき要
					請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成
					16年12月28日付け国土交通省・財務省通知、国土交通省・
					総務省通知))。
					さらに、平成16年6月に取りまとめた「国土交通省行政効
					率化推進計画」においても、不良・不適格業者の排除及び適
					正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争
					入札による調達を逐次拡大することとした。
					(総務省)
					一般競争入札の適切な実施については、各地方公共団体に
					対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平
					成 16 年 12 月 28 日付け国土交通省総合政策局長·総務省自治
					行政局長通知)により要請しているところである。
指名競争入札方	地方公共団体が指名競争入札方式により工事又は製造の請負の契	検討			(総務省)
式の改善	約を締結しようとする場合については、不良・不適格業者の排除及び				指名競争入札の実施方法等の改善や最低制限価格制度・低
(総務省)	適正な工事の施工の確保のための措置の強化、審査体制の整備等と並				入札価格調査制度の活用等については、各地方公共団体に対
	行して、国の工事の場合と同様の低入札価格調査制度への移行等を検				し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平
	討する。				成 16 年 12 月 28 日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に				
事 項 名		実 施 予 定 時 期			講ぜられた措置の概要等 備考
	措 置 内 容	16年度	17年度	18 年度	
					行政局長通知)により要請しているところである。
不良·不適格業者	指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間	継続的に実	施		(総務省)
の排除の徹底	中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名				不良・不適格業者の排除の徹底については、各地方公共団
(国土交通省、その	競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札にお				体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進につい
他発注関係府省)	いて、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一				て」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総
	定期間は入札に参加させないこととする。				務省自治行政局長通知)により要請しているところである。
21履行保証制度の	一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわ	引き続き	き検討		(国土交通省)
見直し	たる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入				近年、建設投資の減少により競争が激化し、ダンピングが
(国土交通省)	札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじ				横行する中、公共工事の品質確保を強化する等の観点から、
	め金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の				瑕疵保証担保期間の延長及び瑕疵保証責任のあり方につい
	見直し(履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補				て、「瑕疵保証のあり方に関する研究会」を設置して議論を進
	等の在り方を含む。) について引き続き検討する。				めているところであり、新たな保証制度の導入により公共工
					事の品質確保が図られるとともに施工能力の劣る不適格業者
					の排除にもつながるという観点から、引き続き、保証制度の
					あり方について総合的に検討していく。

## カ 公共施設・サービス等の民間開放の促進

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成 16 年3月 19 日閣議決定)に					
事 項 名		実 施 予 定 時 期			講ぜられた措置の概要等	備考
	措 置 内 容	16 年度	17 年度	18 年度		
公共サービスの	総合規制改革会議及び地域再生本部における取組の中で、行政サー	逐次実施	•		(内閣府)	
民間による実施	ビスの民間開放等については、政府として、以下のような対応を行う。				給付、徴収業務、公的施设等の整備・管理・運営、	
(「民間委託・アウ	a 一般的な制度的対応に加え、地域を限定して更にアウトソーシン				統計調査、製造等、 検査・登録、資格試験等の36項目(国	
トソーシング」)	グを思い切った形で実現することを可能とするなど制度改正等に				有財産の行政財産としての利活用や普通財産としての賃貸、	
の推進	よる適切な対応策を講ずる。				売却に関する国有財産管理制度についての国の機関等への	
(内閣官房、関係府	b また、PFI等、公共的な事業等に対する民間資金の活用手法の				周知徹底を含む。)の民間委譲、業務委託を推進した。	
省庁)	一層の活用やその他の多様な手法も含めた活用のための方策につ					
	いても、地域の具体的な要望に応じて検討した上で、関連制度の見					
	直し等必要な措置を講じるなど積極的に推進していくこととする。					
	c 特に、上記に基づき、国・地方公共団体の行う公共サービスを民					
	間委託しようとした場合、					
	取り扱える者を公務員に限定していたり、					
	委託先を(各都道府県などに存在する)指定法人に限定してい					
	るサービスが多いことから、これらを積極的に民間開放していく。					
市場化テストの	我が国においても、官民間の公平な競争条件を担保するため、海外	措置			(内閣府)	
導入	の事例も参考としながら、国民生活の安全面の確保等に関する行政責				構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化す	
(内閣府)	任の在り方についての観点にも留意しつつ、「市場化テスト」(官民間				るため、「市場化テスト(官民競争入札制度)」の導入につい	
	の競争入札制度)の導入について調査・研究を行う。				て調査・研究を行い、「市場化テストに関するガイドライン」	
					を策定した。	
					当該ガイドラインを踏まえつつ、「市場化テスト(官民競	
					争入札制度)」の本格的導入に向け、法的枠組み(「市場化テ	
					スト法(仮称)」)も含めた制度の整備を検討すること、また、	

	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)に					
事 項 名		実 施 予 定 時 期			講ぜられた措置の概要等	備考
	措 置 内 容	16 年度	17年度	18 年度		
					平成 17 年度において、ハローワーク関連・社会保険庁関連・	
					行刑施設関連の3分野8事業のモデル事業を試行的に実施	
					すること等が、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」	
					(平成17年3月25日)において閣議決定されたところであ	
					<b>ప</b> .	
民間委託に関す	官から民への事業移管を加速化するため、我が国においても、民間	措置			(内閣府)	
る数値目標の設	委託に関する「数値目標」についての調査・研究を行う。				民間委託に関する「数値目標」について、諸外国での導入	
定					状況等の調査・研究を行ったところである。	
(内閣府)						